

平成27年（ネ）第4778号 地位確認等請求控訴事件  
上告人 丹羽 良子 他8名 被上告人 日本郵便株式会社

## 郵政 65 歳解雇裁判についての緊急要請書

最高裁判所 御中

日頃の、社会正義実現のためのご活動に敬意を表します。

日本郵政グループ各社は、2011 年 9 月末、65 歳以上の非正規社員 1 万 2,245 人を、65 歳雇い止めを定めた就業規則を理由に「雇止め」しました

採用時には「年齢に関係なく体の続くかぎり働いてください」と言いながら、そのことに対する何らの説明もなく、当該非正規社員に知らせぬまま就業規則に所謂定年制を導入し、それを根拠に、雇い止めするのはあまりにも理不尽です。

非正規社員は正社員の約 3 分の 1 の低賃金と低待遇の下で懸命に働いてきました。退職金は無く、年金も低水準で、賃金も低額のため貯金も乏しく、働かなくては生活していきません。

原告らは、2011 年、本件雇い止めの無効を求めて、東京地裁に、郵便事業会社（現日本郵便）を提訴しましたが、東京地裁は原告らの訴えを棄却し、東京高裁も、これを追認しました。

しかし、両判決は、多くの点で事実認定を誤っているばかりでなく、65 歳という年齢のみで一律に雇止めとすることを認めた点で、高齢者を不当に差別し、憲法の保障する生存権や労働権を侵害する誤った判断と言わざるを得ません。

日本社会は、少子・高齢化が急速に進み、高齢者もその体力と能力に応じて働き、若い世代と共に社会を支えて行くことが求められています。それゆえに、政府も「70 歳まで働ける社会と企業」を基本政策としています。「65 歳雇止め」はこうした政府の基本政策と社会の流れに反するものです。

東京高裁は、判決言渡し時、社会の変化を踏まえて 65 歳雇止めを定めた就業規則の見直しを労使に求める旨、付言しました。そうであれば、裁判所自らが本件就業規則を無効とすべきです。それが、裁判所の社会的責任です。

裁判官におかれましては、非正規労働者の厳しい生活実態と少子・高齢化社会を直視し、高齢者差別を是正し働く権利を回復させ、将来に資する判断をされるようお願いいたします。

氏 名	住 所

送付先：101-0021 千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502 号「郵政共同センター」内

「郵政非正規社員の 65 歳無効裁判支える会」宛

：TEL 03-3837-5391 FAX 03-3837-5392

集約：（第一次）2017 年 3 月末日 （第二次）5 月末日 （最終）決定まで